

公職選挙法の一部を改正する法律概要

第一 町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大

町村議会議員選挙及び町村長選挙に係る次の事項につき、条例による選挙公営の対象とすること。

- ① 選挙運動用自動車の使用
- ② 選挙運動用ビラの作成

※ 公営の前提としてのビラ頒布解禁については、「第二」参照

- ③ 選挙運動用ポスターの作成

第二 町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁

町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布を解禁すること。

ビラの頒布の上限枚数は1,600枚（通常葉書の2倍）とし、ビラの種類、頒布方法、規格等は現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第三 町村議会議員選挙における供託金制度の導入

町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。

供託物没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とすること。

第四 施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行すること。
- 2 その他所要の規定を整備すること。

町村の選挙における公営拡大と供託金導入について

地方選挙の選挙公営（選挙運動用自動車、ポスター、ビラ関連）と供託金

| 区分 | 公営の有無 | | | 供託金額 | 備考 |
|------------|--------------|---------------|---------------------------|-------------------------|--|
| | 選挙運動用 自動車 | 選挙運動用 ポスター | 選挙運動用 ビラ | | |
| 都道府県知事選挙 | ○ | ○ | ○ | 300万円 | |
| 都道府県議会議員選挙 | ○ | ○ | ○ | 60万円 | |
| 市長選挙 | ○ | ○ | ○ | 100万円(※1) | ※1 政令指定都市の市長選挙については240万円 |
| 市議会議員選挙 | ○ | ○ | ○ | 30万円(※2) | ※2 政令指定都市の議会議員選挙については50万円 |
| 町村長選挙 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | × ↓ ○ | 50万円 | <全国町村会> 自動車、ポスター、ビラへの公営拡大を要望 |
| 町村議会議員選挙 | × ↓ ○ | × ↓ ○ | 頒布不可 ↓ 頒布解禁 公営対象 | — ↓ 供託金導入 15万円 | <全国町村議会議長会> ・ビラの頒布解禁 ・自動車、ポスター、ビラの公営 ・供託金の導入 } を要望 |